

議案第 90 号

杉並区荻窪体育館外 2 施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区荻窪体育館外 2 施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- （1）杉並区荻窪体育館
- （2）杉並区高円寺体育館
- （3）杉並区大宮前体育館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

コナミスポーツ・杉並建物総合管理事業協同組合共同事業体
品川区東品川四丁目 10 番 1 号

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

杉並区荻窪体育館外 2 施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、提出す
るものである。